――「蕃客」「舶主」をめぐって―中国における西アジア商人

百田篤弘

はじめに

頃に、十二万人ものイスラム教徒、ユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒の外国商人が広東省の広州にいた たとえば、九〜十世紀頃の中国のことを伝えるアラビア史料『シナ・インド物語』は、黄巣の乱(八七五〜八八四)の 中国では、早くからペルシアなどの西アジア商人が来朝し、盛んに交易活動を行っていたことがよく知られている。

アジア商人の実像を追ってみたい。 本稿では、中国史料に見える「蕃客」「舶主」について検討しながら、これらの言葉を通じて見えてくる、彼ら西

ことを伝えている。

られてきた言葉である。語義からすれば中国に滞在する外国人をさすと受け取ることができる。 「蕃客」は、早い例は六世紀の北魏の記録に見え、遅い例では元代、清代の記録にも見られ、長期にわたって用

しかしながら、実際の用例では、中国政府が特別な待遇を与えた外国人である場合が多く、そこには「賓客」とし

る例が多く見られ、イスラム商人の活動の実態を考える上で、参考になる。 ての性格も窺えるようである。また、宋代においては、蕃客には、とくにアラブのイスラム教国をさす大食の人であ

はさらに宋代、明代の記録にも見え、やはり西アジアのイスラム教徒との関連が窺われるようである。 はペルシア人のことを「舶主」と呼ぶと伝えるものがあり、やはり西アジア商人と関係の深い言葉である。 やはり長く用いられた言葉である。語義からすれば船舶の所有者を意味するが、唐代の史料には、 いっぽう、「舶主」は、早くは五世紀初めの東晋の記録に見られ、下っては十六世紀の明の時代の記録にも見え、 中国南方の地域で

「蕃客」「舶主」それぞれについて、用例をとりあげながら、その意味するところを考察する。二つの言葉を

西アジア商人の活動の実像を浮かび上がらせてみたい。

一、「蕃客」について

て隣国というほどの意味で用いられる例もあるが、異国の意であることに変わりない。したがって、蕃客は異国から 未開の地との意味を込めて蕃と呼んでおり、中国から見たときの異国をさす言葉である。日本ではその意味を敷衍し の蕃は、 もともと草の広がるさまを意味し、中国では、中華思想に基づいて、 異民族の国を草地の広がる

える。 の早い時代の例をあげる。『魏書』食貨志に、正光年間(五二〇~五二四)後のこととして、次のように見

来た客人の意となる。

正光の後、 四方、 多事にして、 加えるに水旱を以ってす。国用不足し、預め天下六年の租調を折いて之を徴す。

(中略)有司、又内外百官及び諸蕃客に奏して稟食及び肉を悉く二分して一を減ず。

ことが窺われる。

客に対して支給する食料を削減する、というものである。ここでは蕃客は、政府の官吏と同じように国から食料を支 北魏 (三八六~五三四) の時代の記録であるが、旱魃などで国用が不足しているために、 内外の百官および諸々の蕃

給されている。単に中国に滞在している外国人というだけではないことがわかる。

中国滞在の外国人であることを示す場合は「蕃人」の語が使われたようである。蕃客には、客人として遇すべき外国 (在位五三二~五三三) 中国史料には蕃客とは別に外国人をあらわす言葉として「蕃人」の語も見える。『北史』竇熾伝に、 の頃、 外国から朝貢に来ていた複数の国々の外国人のことを「諸蕃人」とした例がある。 北 魏の孝武帝

やや下って、『隋書』刑法志には、 仁寿 (六〇一~六〇四) の頃のことを記した中に「蕃客館」と見え、 蕃客専用

接待所があったことを伝えている。

一寿中、

人という意味が込められていることが推察できる

旋りて以て帝に白う。 (中略) 法を用いるに 益 峻しく、帝、既に喜怒恒ならず、復た科律に依準せず。時に楊素、 鴻臚少卿の陳延に不平あり。蕃客館を経るに、庭中に馬屎有り。 帝、大いに怒りて曰く「主客(外国のことを司る官)、庭内を灑掃せざらしめ、 又庶僕、 氊上にて樗蒲 掌固 (官職の一

正に委任さる。

つ)、私戯を以て官擅を汚敗す。罪状、何ぞ以て此に加えん]。

帝に告げて陳延を陥れようとしたというものである。内容から蕃客館が外国客を応接する場所として重視されていた ここでは隋の文帝 たまたま蕃客館の庭に馬糞が落ちていたり、官吏たちが館内で賭博に興じていたりしたのを見かけ、 (在位五八一~六〇四) の暴政を伝えており、 楊素なる人物が、 鴻臚少卿であった陳延に不平が それを文

刑法志に見える「鴻臚少卿」については、同書・百官志に、

鴻臚寺、蕃客の朝会、吉凶・弔祭を掌る。

中には鴻臚少卿の陳延の所管であるから鴻臚寺の管轄下に置かれていたことになり、役人も配されているから、 とあって、 鴻臚寺は外国人を応対する役所であり、そこで蕃客を遇することが公式に定められている。 蕃客館は仁寿

唐代(六一八~九○七)になると、もう少し蕃客の実態を窺わせる史料が見え始める。『旧唐書』代宗紀に、

年(七七二)のこととして

館もまた公式の政府機関であったことがわかる。

秋七月癸巳、 迴紇蕃客、長安県令の邵説の乗る所の馬を奪うに、人吏禁ずること能わず。

と見える。ウイグル人の蕃客が、役人の馬を強奪するという不法を働いたというものである。おそらくは、 人として優遇されているために、禁じることができなかった、ということであろう。 国家の客

中国の役人から、 ほぼ同じ時期にあたる開元年間(七一三~七四一)、番禺(広東省広州)に「蕃客大首領伊習賓」というものがいて、 インド人の密教の高僧である不空らを海路南インド、 師子国(スリランカ)へ送る船の手配を依頼

されている。

自ら本尊に対して祈請すること旬日なり。文殊を現身に感ず。及びに将に舟に登らんとす。採訪使、

く三蔵并びに弟子含光慧誉等三七人、国信等を彼へ達りて疎失せしむること無かれ。 の蕃客大首領伊習賓等を召誡して曰く、今、三蔵、 南天竺・師子国に往かんとす。宜しく船主に約束せしめて、

好

る富商であったことを窺わせ、 大首領とあるのは、 番禺在の外国人のなかでも中心的な人物であろうし、 その人物としての重要度が推察できる。国家の客人として遇するにふさわしい人物で 遠距離航海の交易船の船主を配下に従え

から厚遇されている。 文宗の「太和八年(八三四) 疾愈徳音」は、 嶺南 (広東省など)、 福建、 揚州に蕃客がいたことを伝えており、

あったといえそうである。

揚州の蕃客、宜しく節度観察使に委ね、常に存問 深慮す。 く徴求に務め、 南 自ら交易を為すに任せ、率税を重加することを得ざらしむべし。 海 の蕃舶、 矜恤 (哀れみ恵む意) 有らんことを思うに、 嗟怨の声、殊俗(異国の意)に達るを聞くが如し。(中略)遠人未だ安んぜず、 本より化を慕うを以て来れり。固より 在 に接すに恩仁を以てし、使、 (慰問の意)を加え、舶脚・収市・進奉を除く外、 綏懐(安んじ懐かせる意)を示すを以てす。 其れ感悦す。 率税猶お重きことを 其れ嶺南 其れ来往通流 福建及び

ていたという。そこで、嶺南、 海外からの交易商人の交易活動に対しては税が徴収されていたが、重税だったようで「嗟怨の声」 福建、 揚州にいた蕃客に対して、節度観察使を通じて日常的に慰問させるとともに、 が国外まで達し

十世紀の記録である『旧五代史』では、後梁(九○七~九二二)の時代に、外国からの公式の外交使節として来朝し

税が重加されないよう配慮させてい

皇帝への進奉品などを除いた品物は自由な交易を許し、

を 引 対 す。 て撫懐す。 典儀有り。大蕃は須く威容を示すに、即ち正衙に於いて引対す。小蕃は但恩沢を推しあたえるに、仍ち便殿に於い (乾化元年〈九一一〉六月)詔して曰く「四夷より来れる王、歴代の故事に、前後各強弱に因り、 (中略) 若し大蕃の入朝に遇わば、 即ち旧儀に准ず(中略)」時に百僚、 入閤班退の後、 卻けて朝貢蕃客 撫制して互いに

使節を蕃客と呼び、厚遇したようである。 使節は蕃客と記され、百僚が退出した後に、朝貢蕃客のみと会見したという。同じ外国の朝貢使節でも、 いっぽう、小国である小蕃への対応は簡略に行われたようで別殿である便殿で撫懐するという。さらに、 ここでは、外国を「小蕃」と「大蕃」に区別し、大国である大蕃は「正衙」で引対するといい、丁重に遇している。 大国 特に大国の [の朝貢

であったように思われる。 もともと蕃客とは、そうした大国である外国からの公式の賓客、あるいはそれに準じる高位の外国人に対する呼称

「太和八年疾愈徳音」は嶺南、福建、揚州に蕃客がいたことを伝えていたが、『新唐書』鄧景山伝に、 次に、唐代において、西アジアの商人と関係すると思われる蕃客の例を取り上げる。 先に引用したとおり、

神功の兵揚州に至り、大いに居人を掠め、冢墓を発く。大食・波斯の賈胡、 死せる者数千人なり。(三)

と見え、安史の乱の渦中であった上元元年(七六○)に、田神功が揚州を掠奪しており、その際に数千人の大食、 波

斯の商人が殺害されたというものである。

ム教徒らがいたと伝えることを考え合わせると、揚州に数千人の大食・波斯の商人がいたというのも誇張とばかりは 人が含まれるとしている。先に見たようにアラブ史料が黄巣の乱のあった九世紀後半頃、広州に十二万人ものイスラ いえないようである この記録を引いて、桑原隲蔵氏は、太和八年(八三四) 頃に嶺南、 福建、 揚州にいた蕃客にはこうした西アジア商

されているようであり、単に中国に滞在していた外国人というわけではない。『隋書』礼楽志に見える「蕃客朝会 として遇していた外国人である場合が少なくないようである。 も皇帝との公式の会見と見られ、五代の後梁の頃には朝貢使節が蕃客と呼ばれるなど、 以上見てきたように、 北魏の時代の早い例においても、 蕃客は中国政府から食料を支給され、 蕃客は、 中国政府が公式に客 国家の客人として遇

二、宋代史料に見える「蕃客」

代順に列挙すると、以下の通りである。 には個々の西アジア商人を蕃客と呼んだ例がしばしば見られる。『宋史』外国伝、『宋会要輯稿』蕃夷に見える例を年 唐代において、 蕃客には西アジア商人が含まれると考えられることは桑原隲蔵氏の指摘の通りであるが、

- [咸平二年 (九九九)] 大食国蕃客蒲押提黎、其の判官文戌を遣わし来貢す。
- [景徳元年(一○○四)] 其の秋、蕃客蒲加心至る(『宋史』大食国伝(五)
- [大中祥符九年(一〇一六)] 十一月、大食蕃客截沙蒲黎、 [大中祥符元年(一○○八)]大食蕃客李麻勿、玉圭長さ尺二寸を献ず。 金銭銀銭各千文を以て来貢し、且つ天顔を朝拝する

ことを求む。詔して、内侍省に入らしめ、崇政殿に引対し、其の直を優給(手厚く待遇する意)して、之を遣わす。(16)

○[天禧元年(一○一七)]六月、大食国蕃客麻思利等に詔し、物色(物産と税)に回示(回答)するに、 半を免ぜしむ。

蕃に就かんとして船一隻を造り、 [紹興六年(一一三六)]提挙福建路市舶司言うに、大食蕃客蒲囉辛の状に、本蕃は乳香を出産するに係り、 (徴税)され、綱首に比附(同等の処遇を受ける意)されんことを乞うと。 (28) 広載し、 迤邐 (連なり続く意) して泉州市舶に入れり。進奉 (献上の意) 自ら 抽

が大食の人、アラブ人である。 国名のわかる蕃客は、『宋史』外国伝と『宋会要輯稿』蕃夷を見る限り、右にあげた六例のみであり、しかも全て

居留地である蕃坊にいた外国人「蕃人」が豚肉を食べないことなどを伝えていることから、彼らの多くがイスラム教 桑原隲蔵氏は、北宋(九六○~一二二七)末の宣和元年(一一一九)になった朱彧の『萍洲可談』が、広州の外国人

徒であった、としている。

桑原氏の指摘は、『宋史』外国伝、『宋会要輯稿』蕃夷の伝えるところとよく符合し、実際に、宋代においては、

なお、右に見た蕃客の人物名には蒲姓が多く、これはアラブ人の名前Abu(父の意)の音訳との説がある。 しかし、

国に滞在していた外国人はアラブ人が多かったようである。

訳と見られる例が多く、そうした例については、蒲姓はアラブ人もしくはイスラム教徒を示すと見るのが妥当のよう これには異論もあり、厳密にAbuの音訳とは考えにくいようである。ただし、蒲姓の人物名にはアラブ人の名前の音

ところで、蕃客の「客」の語の意味するところに関連して、十二世紀初めに、日本に来朝した中国商人が携行して

である。

その国)との交易は、

中国政府が独占する、ということを意味する。

いた文書に、外国との交易についての規定を伝える次のような記載が見える。

と能わず。法を冒し、 ジャヤ・マラッカ海峡周辺にあった国)等の処に至るを許すと雖も、高麗・日本・大食の諸蕃に至るは、 大遼国に往ける者、 未だ嘗て中国の客と為らざる者、並びに前去することを許す。 諸蕃国を緣るに、遠く大海を隔て、豈に能く中国を窺伺せんや。法禁有りと雖も、亦よく断絶せしむるこ 私かに去くことを免れず。今、 徒参年とし、仍ち奏裁す。 (中略) 此の界を除かんと欲す。 旧市舶法を勘会するに、商客前みて三佛齊 交趾 (ベトナム)の外、 皆法禁有りて (シュリーヴィ 其の余の諸

法を犯すものが後を絶たないために、 との交易は許可するが、 人に対する規定が記されており、北方に隣接していた遼へ出向いて交易を行うことが禁止され、 中国の対外交易を所管する市舶司という役所が発行した「公憑」と呼ばれる公式文書である。 近隣の高麗、 日本のほか、大食へ出向いて交易を行うことが禁止されていた。しかしながら、 新法では、「未だ嘗て中国の客と為らざる者」である地域については、 旧法では、 中国商

た外国人(或いはその国)とは、 ここに見える「未だ嘗て中国の客と為らざる者」との交易は認める、 民間での交易を認めないということである。これは客人として認めた外国人 というのは、 中国政府が客として公式に認め 外の国との交易活動を認める、というものである。

されてい 実際に、北宋初期の太平興国元年(九七六)、民間の商人が蕃客と一定額以上の交易を行うことを禁止する詔令が 科を量り其

太宗の太平興国元年五月、

詔す。

敢て蕃客と貨易するもの、其の直を計りて一百文以上を満たすは、

し者は、配して針工に充つ。 の罪十五を過ぐ。千以上は面に黥し、かいれずみ、れずみ、れずみ、 海島に配す。此の数を過ぎる者は、押送して闕に赴かしむ。婦人にして犯せ

ただし、この禁令は後に緩和され、崇寧三年(一一○四)には、蕃客からの願い出を受けて民間との交易が認めら

往くことを乞う。買売に未だ条約有らず。故に是の詔有りと。 交易を挙うに、其れ往還することを聴し、其れ居止することを許す。今来れる大食諸国の蕃客、諸州及びに東京に より先、広南路提挙市舶司言うに、自来海外諸国の蕃客、宝貨をもって渡海し、広州市舶務に赴き抽解され ことを願う者は、仰ぎて提挙市舶司を経て状を陳ぶべしと。本司勘騐し、詣りて実しく公憑を給与す。 (崇寧)三年五月二十八日、詔して蕃国及びに土生の蕃客に応えるに、他州或いは東京に往きて物貨を販易する (中略) 是

行していた民間交易を追認したというのが実情であろう。 との交易を許可したもののようである。ただし「買売に未だ条約有らず」とあることから、実際には禁令を犯して横 太平興国元年(九七六)の禁令から百年以上を経た崇寧三年(一一〇四)、おそらくは蕃客への優遇措置として民間

ら民間との交易が制限されるようになったようである。 のの自由な交易を奨励しているから、おそらくは宋代初期の太平興国元年に禁令が出されたように、宋代になってか ともあれ、蕃客との交易は、宋代においては本来、中国政府が独占すべきものであって、それは蕃客との交易が多 むしろ、先に見たように、唐代の太和八年(八三四)の頃は、嶺南地域などの蕃客に対して一定の制限はあったも ただ、ここでの蕃客は、

中国における蕃客と同じように、

故臨で国家の公式の客として遇されたかどうかはわから

行う相手であったことになる。新法では民間との交易が認められたが、宋代には、重要な交易品については政府の専 売品とされていたから、主要な品物については政府の独占状態にあったことは変わらなかったものと推察され 大な収益をもたらすものであったことを思わせる。市舶司の公憑の伝えるところを勘案すれば、 った外国人が蕃客であり、旧法では大食との交易が禁止されていたから、大食の蕃客は、 中国政府が独占的に交易を 中 菌 政 府 の客人とな

って中国に居住していた蕃客がいたことがわかる。蕃客は一時的な滞在者に対する呼称ではないようである。 なお、文中に見える「土生の蕃客」とは、中国本土で生まれた蕃客の意と考えられ、宋代にはかなりの長期にわた

可を与えていたこともわかる。客としての待遇とはいえ、その交易活動は国の管理下にあった。 また、この記録から、蕃客が中国を訪れて滞在し、各地へ移動することについては、 中国政府が市舶司を通じて許 禁を犯すものが少な

以外の地域に居住していた蕃客について伝えるものがある。 ところで、これまで見てきた蕃客は、 中国に滞在していた蕃客に関する記録であったが、 宋代の中国史料には 中国

くなかったようであるが、公式には中国政府の許容範囲内での活動であった。

十二世紀後半になった周去非の『嶺外代答』は、故臨国について、

其の国、大食国の蕃客有りて、寄居するもの甚だ多し。

の多くがそこに居住するに至ったものと考えられる。 は多くの船舶が寄港する東西海上交易の重要な都市であり、 としてい る。 故臨というのは南インドのキーロンのことで、 そこに大食の蕃客が多数居住していたという。 宋代の頃のイスラム商人の盛んな交易活動の結果、 キー

られたのではないかと推察される。 ない。おそらくは富裕な豪商であり、 中国でならば国家の客としてもてなすべき外国人という意味で蕃客の語が用

き外国人は大食の人物が多かったことを物語っている。先にあげた『嶺外代答』は、 故臨に多数居住していた蕃客も、 大食の人であったことは注目され、やはり宋代において蕃客と呼ぶべ

諸蕃国の富盛、 宝貨の多き者は大食国に如くは莫し。其れに次ぐは闍婆国、其れに次ぐは三佛齊国、其れに次ぐ

は乃ち諸国のみ。(窓)

然のことというべきかもしれない。 と伝えており、 南宋の頃は外国の中では大食が最も富裕だったという。蕃客に大食の人が多いというのは、

三、アラビア史料に見える中国滞在のアラブ人

れたイスラム教徒の記録を取り上げたい。すでに引用した『シナ・インド物語』に、現在のイラク南東部の都市バス 中国の公式の客としての蕃客の性格が見えてきたところで、西アジア側の史料が伝える、中国で皇帝に謁見を許さ

ラから中国を訪れたイスラム教徒が中国皇帝と会見した記録が見える。

伝えるところと通じるところが多い。 いが、皇帝と会見していること、中国滞在に当たって中国政府からさまざまに便宜を図られていることなど、蕃客の この記録は、『シナ・インド物語』第二巻に見える。第二巻は十世紀初め頃には完成していたとされ、宋代より早(3)

この人物は、九世紀後半頃のアッバス朝時代のバスラの人で、名前はイブン・ワハブといい、アラブの予言者の末

くがアラブ地域のイスラム教徒であったようである。

であることが確認されたことから、 ルシア湾岸の都市) 裔であったことから、 好奇心にかられてそこから中国行きの船に乗ったという。中国側の調査によってアラブの預言者ゆかりの者 帰路は広州まで駅逓馬で送り届けられたといい、まさに賓客としてもてなされている。 へ移り住み、「シナの皇帝の尊厳さやシナでは素晴らしいものごとが豊富なことやらを伝え聞 皇帝との会見が許されたとしている。バスラが荒廃したために、 皇帝との会見が許可されている。 住居や生活物資を支給され、 シーラー ゥ 多額の金銭を与え (現在のイランのペ いた

中 -国皇帝から 互いの宗教観の違いからあやうく衝突しかけたりしているが、終始友好的なやりとりがなされ、 「預言者モハメット」などを描いた絵画を見せられたり、 イスラム法についての質問を受けたりする

の処遇は

一貫している

見を実現し、公式の客として大いなるもてなしを受けているのは、中国史料の伝える蕃客と重なる部分が極めて多い おそらくは蕃客が中国でもてなされたであろうと同様の姿を、 先に見た蕃客 イブン・ワハブは預言者ゆかりの人物で、公式使節ではなかったようであり、 ・截沙蒲黎が、 自ら望んで皇帝との会見を果たしたように、イブン・ワハブも自ら希望して皇帝との 具体的に伝える例として注目しておきたい 商人であったようにも見えないが、

らへの優遇措置として、 と記録した例もあり、 皇帝と会見することも許される立場にあった。 中国史料に見える蕃客は、 全てが国家の公式の客としての待遇を受けたかどうかはわからない。また、宋代には蕃客の多 民間との交易も認められるようになった。ただし、 多くの場合、 中国政府の公式の客であり、 いっぽうで、宋代には彼らとの交易は原則的に政 中国以外の地域に滞在する外国人を蕃客 国から食料を支給されるなど厚遇を受 府が 独占し、

四、「舶主」について

次に、舶主について考察する。「舶」は大型の船舶をさす言葉で、貞観年間(六二七~六四九)末になった玄応撰

一切経音義』は「舩舶」について次のように伝えている。

さ二十丈にして、六七百人を載せる者是なり。 (ヨ) 音は白なり。埤蒼には、舶は大舩なりと。通俗文には、呉の舩は艑と曰い、晉の舩は舶と曰うと。大なる者は長

を所有して遠距離航海を行う経営規模の大きな商人であったといえそうである。 れないが、いずれにしても巨大な船舶をさして舶と呼んでいたことがわかる。すなわち、舶主とは、そうした大型船 きなものになると長さが二十丈(唐尺で約六十・六メートル)で六百~七百人を載せるとしている。数字は誇張かもし 三国時代(二二〇~二六四)以降の呉(二二〇~二八四)、晋(二六五~四一九)をさしているように思われる。また、大 り、ここで呉の船を「艑」、 『埤蒼』は北魏の張揖の撰で、「舶」は大型の船をさすという。『通俗文』は後漢(三五~三二〇)の服虔の撰であ 晋の船を「舶」というとしているが、この部分は後世に書き加えられた可能性があり、

先に触れたように、「舶主」を西アジアのペルシア人とみなす史料は次の通りである。

寶」(舶主、宝を腰蔵す)に付した自注に次のように見える。 元稹(七七九~八三一)自作の詩「和樂天送客遊嶺南二十韻」(楽天と客を送りて嶺南に遊ぶ二十韻) の一節 「舶主腰藏

南方にては、波斯を呼びて舶主と為す。胡人の異宝、自ら懐蔵すること多し。以て強丐を避く。

咸亨二年

(六七一) に義浄が広州から「波斯舶主」

の船で南海方面に向かったことを伝えており、

れる。

多いが、 漢和辞典』に 中 歯 「の南方の地域では、 それは贈与(あるいは売却)を強要されるのを避けるためである、との意である。この一文は諸橋轍次 舶主の用例として取り上げられ、ペルシアをさす言葉とするが、文例に見るとおり、 ペルシア人を舶主と呼ぶといい、 彼ら外国人は珍しい財宝を自分で懐中に秘蔵することが 舶主はペルシア 丁大

という国というよりも、 ペルシア人をさす言葉として用いられているようである。

同じく、

本国にて犀を取るみちを説くところを見る。先に山路に多く木を植えること狙栻の如くす。 故にしえ 波斯謂うに、 唐代の人である段成式が撰した『酉陽雑俎』も、 牙を白暗と為し、 犀を黒暗と為すと。 舶主をペルシア人として記録している。 成式の門下の医人呉士皐、 嘗て南海郡に 犀の前脚直にして常に 職記 め

舶

木に倚りて而して息む。木欄折れれば則ち起つこと能わずと云う。

国 南海郡にお 波斯であることが前提になっていて、 r V て、 舶主が本国での犀の捕獲方法を説明していたことを伝えているのであるが、ここでは舶主 舶主がペルシア人をさすということが広く了解されていた様子が読み取 0)

唐代の入竺僧である義浄の 『大唐西域求法高僧伝』 には次のように見える。

時 に咸亨二年、 楊府に坐夏す。初秋、忽ち龔州使君の馮孝詮に遇い、 隨いて広府に至る。波斯舶主と期会し南行す。 (31)

そのときの舶主

がペルシア人であったことがわかる。

以上のように、唐代の史料には、舶主がペルシア人をさす言葉であった例や、船舶の所有者としての舶主が実際に

ペルシア人であった例を見ることができた。

ところで、もともと船舶の所有者の意味である舶主の語が、唐代より前の時代にそれ以上の意味を含む言葉として

用いられた例は見出せないようである。

いる。

六世紀初めの梁(五〇二~五五六)の時代になった僧佑撰『出三蔵記集』は、仏大跋陀伝において次のように伝えて

見る所の者也。 義熙八年(四一二)を以て、遂に荊州に適く。外国舶主に遇い、 既に訊訪す。果して是れ天竺の五舶にして先に

ここに見える舶主は、 明らかに船舶の所有者の意であり、天竺すなわちインドの舶主であった。

同じく梁の釈宝唱撰『比丘尼伝』の広陵僧果尼伝には、

元嘉六年 (四二九)、外国舶主難提有り。 師子国従り比丘尼を載せて来れり。(中略)十年に到りて舶主難提、 復た

た師子国の鐵薩羅等十一尼を将う。

と見える。 舶主の名 「難提」と、 師子国(スリランカ)から来たことを考え合わせると、この舶主はスリランカ人で

あったようである。

の外国人舶主である竺難提が訳したものと伝えている。 隋代 (五九三~六一八) になった法経等撰 『衆経目録』 は、 漢訳経典の一つについて、 劉宋 (四二〇~四七九) の時代

請觀世音消伏毒害陀羅尼經一卷 主竺難提譯(云)

られる興味深い史料である。 手がけたとしてもそれほど不思議はない。 は何ヶ月にも及ぶことになる。その結果、 この舶主も名前からインド系の人物と目されるが、舶主すなわち船舶の所有者が仏教経典の漢訳を行ったことにな めずらしい事例である。交易船で諸国を往来すれば、 外国の言語に通じるようになるのは大いにありえることで、 ともあれ単に船舶の所有者にとどまらない舶主の訳経僧のような側面 当時は季節風による往来であり、 風待ちのための滞在期間 舶主が訳経を [が知

吉蔵 (五四九~六二三)撰『三論玄義』 は、 仏滅後一一六年のこととして「舶主児名摩訶提婆」 が三逆罪を犯し、 後

に仏法に入ったことを伝えている。

仏滅度後百一十六年に至り、但だ二部有りて名字未だ異執有り。百一十六年、 外に舶主の児有り。 摩訶提婆と名

端正聡明なるも、三逆罪を作し、後、仏法に入るに、凡そ二事有り。

人物として語られている。 仏滅後百年ほどの故事を伝える伝承とはいえ、ここでも舶主はその名前からインド系の人物であり、 仏教ゆかりの

禅師が乗った船の舶主が仏教の信者であったことを伝えている。『衆経目録』の記録などと合わせ、この時代、舶主 また、義浄の『大唐西域求法高僧伝』は、常慜禅師の伝記において、禅師が海路南方へ向かうことを述べた中で、 20

には仏教ゆかりの人物が少なくなかったようである。

は、 以上、右にあげた『出三蔵記集』『比丘尼伝』『衆経目録』『三論玄義』に見たとおり、 仏教信者も含まれることがわかった。 舶主に、 語義である船舶の所有者という以上の意味があったかどうかは確認できず、また、インド系の人物が多 唐代より前の五~六世紀頃

ともあれ、 唐代より早い時代においては、

ア人とが結びつくようになるのは、史料を見る限り唐代以降のように思われる。 舶主は西アジアと関係する言葉ではないようであり、 舶主の語とペルシ

五、宋代以降の史料に見える「舶主」

る。『宋史』外国伝、『宋会要輯稿』蕃夷に見える舶主の例を年代順にあげる。 舶主についても、 蕃客と同じように、宋代になってから大食の人が舶主と呼ばれる例がたびたび見られるようにな

- [雍熙二年 (九八五)] 舶主金花茶、方物を以て来献す(『宋史』三佛齊国伝)。
- に附し、来献す(『宋史』大食国伝)。 [淳化四年 (九九三)] 其の国の舶主蒲希密、南海に至るも老病を以て闕に詣ること能わず。乃ち方物を以て亞勿
- [至道元年(九九五)] 大食国舶主蒲押陁黎、方物を以て来貢す。
- 買わせしむ。 [咸平元年(九九八)]詔して曰く、大食国王、先に三麻傑を差わし、 舶主陁 (婆) 離に託して広州に於いて鐘を

ある。

ところで、

右にあげた七人のなかには、

先に見たとおり蒲押提

施

黎、

蒲加心のように蕃客として記録された商

- [大中祥符元年 (一〇〇八)] 舶主李亞勿、 麻勿を遺使し、 玉圭を来献す(『宋史』大食国伝)。
- [大中祥符四年(一○一一)]三麻蘭国の舶主聚蘭 [大中祥符四年 (一○一一)] 勿巡国の舶主蒲加心、 (中略)並びに行在に詣りて朝貢す。 (中略) 並びに行在に詣りて朝貢す。

数見られ、金花茶一人が特殊な例というわけではない。 (盤) 食の人と見てよさそうである。なお、金花茶に限らず、大食の人が、自国以外の外国の朝貢使節などを務めた例は複 年の雍熙元年に大食から「国人花茶」が来朝したと見える。年代が一年しか違わないことから同一人物と思われ 右のうち、三佛齊国伝に見える舶主金花茶は、雍熙二年(九八五)に中国を訪れているが、『宋史』大食国伝に、 大 前

徳元年 (一〇〇四) 三麻蘭国とその国の舶主聚蘭については、『宋会要輯稿』蕃夷に次のように見える。 ⁻勿巡国舶主蒲加心」の勿巡国については、『宋会要輯稿』蕃夷に「大食勿巡国」と見え、蒲加心についても、⁽⁴⁾ に、 大食の蕃客として記録されており、この人物も大食商人と考えて問題ない(sp. 景

一麻蘭国主娶蘭遣使し、 瓶香・象牙・千年棗・偏桃・五味子・薔薇水・白沙糖・瑠璃瓶・駅子を貢ぐ。

これは しかも薔薇水は大食の特産品である。三麻蘭も大食方面の一地域と推測でき、聚蘭も大食方面の人と見てよさそうで いずれ 「三麻蘭国主」となっているが、「舶」字が脱字となったようであり、「聚蘭」も「娶蘭」となっているが、 かが誤写であろう。ここにみえる朝貢品は、 大食の使節がもたらした朝貢品とほとんど共通しており、

人もおり、蕃客と舶主は性格的に重なる部分もある。たとえば舶主は外国からの公式の外交使節である朝貢使節が乗 ってきた船舶の舶主であったり(咸平三年〈一○○○〉来朝時の陁婆離)、中国皇帝が引見した者もおり (至道元年〈九九

五〉来朝時の蒲押陁黎)、中国政府が公式に応対する相手であったことは蕃客と共通する。

航海を行う富裕な豪商であれば、蕃客同様の処遇を受けたことは容易に推察できる。 舶主は自ら中国皇帝に貢物を献上し、豪華な下賜品を多数賜っている。加えて、巨大な交易船を所有して、

なお、『宋史』闍婆国伝は、闍婆からの使節の訳者の言として、

其の方言に、舶主を目して「葧荷」と為し、主の妻を「葧荷比尼贖」と曰うと。(58)

が舶主をたびたび記録しているのは、そうした背景があってのことであろう。 富をもたらすなど重要な存在であったことから、外国での名称まで記録するに至ったものと推察される。 と伝えており、わざわざジャワでの舶主とその妻の訳語まで記録している。これは舶主が中国政府にとって、莫大な 中国の正史

例は七例あり、全て大食あるいは大食方面の人と考えられた。 以上、宋代における舶主の事例を見てきたが、『宋史』外国伝、『宋会要輯稿』蕃夷に見える舶主は、 国名のわかる

趙汝适 ここで、さらに舶主とイスラム教信仰とが直接結びつく史料を取り上げたい。 『諸蕃志』は、 海南島の万安軍界の条において次のように伝えている。 南宋(一一二七~一二七九)になった

三郡の士子は歳の大比(科挙や郷試のこと)に当れば皆、瓊管に於いて附試す。 城東に舶主都綱廟有り。土人敬信し、 祷トすれば立ちどころに応あり。舶舟の往来には、 祭りて而して後に行く。

である。

『古今図書集成』職方典の「瓊州府祠廟考」の万州の条にも「昭応廟」として記録されている。 海南島の万安軍に舶主都綱廟と呼ばれる廟堂があって、 船舶関係者の信仰を集めているという。 この 廟のことは

禦ぎ患を捍ぐを以て敕封して新沢の海港の神と為すことを請う。祀るに豚肉を忌む。 州 (萬州) の東北三十五里の蓮塘港門に在り。 其の神の名は舶主と曰う。 明の洪武三年、 往来の船隻必ず之を祀る。 同知の烏肅、 能く災を

名

けて番神廟と曰う。

係者の信仰を集めるいっぽうで、 ム教信仰との関連を窺うことができる。 明初 『の洪武三年(一三七○)に至っても、この廟が信仰を集めていたことがわかるが、ここでは舶主の名で船舶関 豚肉が忌避されるとともに番神廟 (蕃神廟の意) と呼ばれていることから、 イスラ

あるい 明代に至るまで、 見える国名のわかる七名の舶主が全て大食あるいは大食方面の人であり、 宋代の舶主の語そのものがアラブ人あるいはイスラム教徒を意味するような用例は見出せなかったが、 は神が祀られ、 中国南方においては一貫して舶主の語はイスラム教徒と関係の深い言葉であったと考えてよさそう イスラム教信仰を思わせる豚肉忌避の習慣が明代まで見られるというのであれば、 中国南方の海南島に舶主の名を冠した廟堂 宋代史料に 宋代以来

宋代の中国において交易にたずさわる外国商人の中では、イスラム商人が中心的な役割を果たしていたようである。 動の実態を見てきた。西アジア地域のイスラム商人の中国での活動が唐代以降盛んになることはよく知られているが、 ルシア人をも意味し、宋代以降はアラブのイスラム商人と関係の深い言葉であることがわかった。「蕃客」について が国家として正式に応対した人々であった。中国南方においては、唐代以降「舶主」は船舶の所有者の意味に加えペ |蕃客]、「舶主」 は、特に富裕であったことから中国政府に重視された商人であり、皇帝が直接引見するなど、中国 ともあれ、「蕃客」、「舶主」は中国の正史に記録された言葉であり、これらの言葉を通じて、ペルシア、アラブな 唐代にはアラブ人が含まれるようになり、宋代以降は多くがアラブのイスラム商人であったようである 蕃客」「舶主」の語について検討するとともに、これらの言葉を通じてペルシア人、アラブのイスラム商人の活

体的な活動が知られ、 蕃客 あるいは 「舶主」と記録された個々の商人については、それぞれ引用した文例などに見るとおりさらに具 彼らのより詳細な活動内容が知られるのであるが、 紙数の関係もあり今後の課題としたい。

どの西アジア商人が、

中国において公式にどのように受け入れられ、また、どのように交易活動を行い、遇されてい

たかが知られて興味深い。

注

1 藤本勝次訳注 『シナ・インド物語』 関西大学東西学術研究所 一九七六 三三頁

町のなかで、 「黄巣という名の人物が、王家の出身ではなく、彼ら ハーンフーに進撃するようになった。ハーンフーは、アラブ商人たちが赴く町で、海から数日の距離に位置し、 〔民衆〕 のあいだから起って旗揚げした。 (中略) あまたあるシナの

が彼らの〔頭〕数で課税していたからである。 合わせて12万人を彼は虐殺したとのことである。虐殺されたこれら4つの宗教の信者数が正確に知られているのは、 たシナ人を除外しても、この町に住みつき商業を営んでいたイスラム教徒、 大河の岸にある。 ついに彼は勝利を得て、その住民に剣を振り下ろした。彼ら〔シナ人〕の事情に精通している人の話によれば、 (中略)この男は長期間この町の住民を包囲攻撃した。この事件はヒジュラ暦264年に起ったことであ ユダヤ教徒、 キリスト教徒、 ゾロアスター 殺され

文中のハーンフーは 「広府」の音訳で、広州、広東をさすという(『シナ・インド物語』 七九頁 注二五

- 2 ど)。『日本書記』は、この例に見るように、異民族をさす意味に加え、 り、これを「となりのくにのかみ」と読む古訓がある(黒板勝美編『訓読日本書記』下巻 岩波書店 『日本書紀』の欽明天皇一三年の条にある百済の聖明王が仏像等を伝えた記事のなかに、仏像を「蕃神」と記した部分があ (坂本太郎他校注 日本古典文学大系六八『日本書記』下巻 岩波書店 一九六七 六五頁 蕃を隣国という程度の意味でも使っているという 一九三八 三六頁な
- 3 『魏書』(全八冊 正光後 四方多事, 中華書局 加以水旱, 北京 國用不足, 一九七四)食貨志 預折天下六年租調而徵之。(中略)有司又奏内外百官及諸蕃客稟食及肉悉二分減 (第八冊 二八六〇~二八六一頁)
- 北史 けて落つ。諸蕃人、みな歎異す。帝、 の射ることを善くするを知る。因て遠人に矜示せんと欲す。乃ち熾に御箭両隻を給い、之を射ることを命ず。鴟乃ち弦を応「絫孝迺則信す「蟷蟷等の諸藩」並ひに遣使し朝貢す。帝、臨軒して之と宴す。鴟有りて殿前に於いて飛鳴す。帝、素より熾 中華書局 北京 大いに悅ぶ。」 一九七四) 二一七四頁

 $\widehat{4}$

(全一〇冊

竇熾伝

(第七冊

鴟乃應弦而落, 蠕蠕等諸蕃並遣使朝貢 諸蕃人咸歎異焉。帝大悅。〕 帝臨軒宴之。 有鴟飛鳴於殿前 帝素知熾善射, 因欲矜示遠人, 乃給熾御箭 命

- 5 「蕃人」の語は、 (全六冊 中華書局 中国正史では『漢書』から『宋史』まで見られ、「蕃客」同様に長く用いら 北京 一九七三) 刑法志 (第三冊 七一五~七一六頁) ń た言葉である。
- 又庶僕氊上樗蒲。 用法益峻, 帝既喜怒不恒 旋以白帝, 帝大怒曰:「主客令不灑掃庭内, 不復依準科律。時楊素正被委任。 掌固以私戲汚敗官氊, (中略) 素於鴻臚少卿 罪状何以加此。」 陳延不平, 經蕃客館 庭中
- $\widehat{\underline{6}}$ 掌蕃客朝會 (第三冊 吉凶弔祭 七五六頁

7 『旧唐書』(全一六冊 中華書局 上海 一九八六) 代宗紀 (第二冊 三〇〇頁

(大曆七年) 秋七月癸巳,迴紇蕃客奪長安縣令邵説所乘馬,

8 『宋高僧伝』巻一 不空伝(『大正蔵経』 <u>F</u>i. 七一二頁中

人吏不能禁

- 主好將三藏并弟子含光慧諐等三七人國信等達彼無令疎失。 空自對本尊祈請旬日。感文殊現身。及將登舟。採訪使召誡番禺界蕃客大首領伊習賓等曰。今三藏往南天竺師子國。 宜約束船
- 『全唐文』 (全一一冊 自爲交易。不得重加率稅 安。率税猶重。思有矜恤。以示綏懷。其嶺南福建及揚州蕃客。宜委節度觀察使常加存問。除舶腳收市進奉外。 南海蕃舶。 本以慕化而來。固在接以恩仁。使其感悦。如聞比年長吏。多務徵求。 中華書局 北京 一九八七)卷七五 「太和八年疾愈徳音」(第一冊 嗟怨之聲。 達於殊俗。 七八五頁上下) (中略) 任其來往通流 深慮遠人未
- 10 『旧五代史』(全六冊 (乾化元年六月)詔曰:「四夷來王,歴代故事, 中華書局 上海 一九七六)唐書一二 前後各因強弱, 明宗紀二(第二冊 撫制互有典儀。大蕃須 四九九~五〇〇頁 示於威容 即於正衙引對
- 11 『新唐書』(全二〇冊 神功兵至揚州 大掠居人, 中華書局 發冢墓, 北京 大食、 一九八六) 鄧景山伝 波斯賈胡死者數千人。 (第一五冊 四六五五頁

仍於便殿撫懷。(中略)若遇大蕃入朝,即准舊儀,(中略)」時百僚入閣班退後,

卻引對朝貢蕃客

於恩澤,

- (12) 桑原隲蔵『蒲寿庚の事蹟』 岩波書店 一九三五 一八~一九頁
- 13 『宋会要輯稿』(全八冊 中華書局 北京 一九九七)蕃夷七之一四 (第八冊 七八四六頁下)
- $\widehat{14}$ 「宋史」(全四〇冊 (咸平二年) 大食國蕃客蒲押提黎遣其判官文戌来貢 中華書局 上海 一九七七)大食国伝 (第四〇冊 四一二〇頁
- (15) 『宋会要輯稿』蕃夷七之一七(第八冊 七八四八頁上)

(景徳元年)其秋,蕃客蒲加心至。

- (大中祥符元年) 大食蕃客李麻勿獻玉圭長尺二寸
- (16) 『宋会要輯稿』蕃夷四之九一(第八冊 七七五九頁上)
- 17 『宋会要輯稿』 (大中祥符九年)十一月大食蕃客胾沙蒲黎以金錢銀錢各千文來貢且求朝拝天顏詔入内侍省引對崇政殿優給其直遣之 蕃夷四之九一 (第八冊 七七五九頁上

天禧元年六月詔大食國蕃客麻思利等回示物色兔縁路商税之半

諸州及東京買賣未有條約故有是詔

- 19 18 『宋会要輯稿』蕃夷七之四六(第八冊 『蒲寿庚の事蹟』六三頁。 (紹興六年)提舉福建路市舶司言大食蕃客蒲囉辛状本蕃係出産乳香自就蕃造船一隻廣載迤邐入泉州市舶進奉抽解乞比附綱首 『萍洲可談 巻二には次のように見える(『景印 七八六二頁下) 文淵閣四庫全書』〔全一五〇〇冊〕 台湾商務印
- 蕃人、 に事えて戒を受け、諸肉を食することなし。今に至りては、蕃人、但猪肉を食せざるのみ。 衣装は華と異なるも、飲食は華と同じくす。或いは云う、其れより先、波巡 一九八六 一〇三八巻 二九〇頁上下)。 (悪魔、 悪者) は嘗て瞿曇氏
- 、蕃人衣装與華異飲食與華同或云其先波巡嘗事瞿曇氏受戒勿食諸肉至今蕃人但不食猪肉而已,
- 20 Friedrich Hirth and W. W. Rockhill, Chau Ju-Kua, His Work on the Chinese and Arab Trade in the twelfth and thirteenth Centuries entitled Chu-fan-chi, St. Petersburg, 1911. p.64 『蒲寿庚の事蹟』一一一頁、一二四~一二六頁
- $\widehat{21}$ 中國客者。並許前去 往大遼國者。徒參年。仍奏裁。 『朝野群載』巻二〇 緣諸蕃國。遠隔大海。豈能窺伺中國。雖有法禁。亦不能断絶。不免冒法私去。今欲除此界。交趾外其餘諸蕃國。未嘗爲 異国(『新訂増補国史大系』二九上 (中略) 勘會舊市舶法。商客前雖許至三佛齊等處。 国史大系刊行会 一九三八 四五四頁 至於高麗日本大食諸蕃。皆有法禁。不
- $\widehat{22}$ 太宗太平興國元年五月韶敢與蕃客貨易計其直滿一百文以上量科其罪過十五千以上黥面配海島過此數者押送赴闕婦人犯者配充 『宋会要輯稿』 職官四四之一~四四之二(第四冊 三三六四頁上下)
- $\widehat{23}$ 『宋会要輯稿』職官四四之八~四四之九(第四冊 (崇寧)三年五月二十八日詔應蕃國及土生蕃客願徃他州或東京販易物貨者仰經提擧市舶司陳状本司勘騐詣實給與公憑 三三六七頁下~三三六八頁上

先是廣南路提舉市舶司言自來海外諸國蕃客將寶貨渡海赴廣州市舶務抽解舉民間交易聽其徃還許其居止今來大食諸國蕃客乞徃

- 24 先に引用した「公憑」に見える遼、 出せず、大食以外に、 て認めた国であった可能性がある。 いかなる外国人が中国政府の客として遇され、大食商人と同様の処遇を受けたかは、 しかし、宋代頃の記録に見える「蕃客」のなかに、これらの国の人と確認できる例は見 高麗、日本は、 旧法での規定も含めれば民間交易が禁止されており、 中 現時点では不明 -国政府が客とし
- (25) 『蒲寿庚の事蹟』 一九四~一九五頁

というほかはない。

26 桑原隲蔵氏は「土生蕃客」を中国で誕生し、成長した蕃人とする(『蒲寿庚の事蹟』一〇四頁)。また、『宋会要輯稿』職官 けた蕃客の遺産に関する詔令が見える(第四冊 三三六八頁上下)。北宋の頃には、 (四四之九~四四之一○)には、崇寧三年から十年後の政和四年(一一一四)に出された、中国に五世にわたって居住し続 すでに何世代にもわたって中国に居住

(27) 『嶺外代答』巻二 故臨国の条(『四庫全書』五八九巻 四〇九頁上)する蕃客が少なくなかったようである。

(28)『嶺外代答』巻三 航海外夷の条(『四庫全書』五八九巻 四一六頁上 其國有大食國蕃客寄居甚多

29 28 『嶺外代答』巻三 航海外夷の条(『四庫全書』 五八九巻 『シナ・インド物語』三九~四五頁 諸蕃國之富盛多寶貨者莫如大食國其次闍婆國其次三佛齊國其次乃諸國耳 四一六頁上

31 30 『一切経音義』巻一(『高麗大蔵経』三五 『シナ・インド物語』 藤本勝次「まえがき」三~四頁は八七八年以降、九一六年以前とする。 みどり総業株式会社出版事業部 一九七四 一二七頁下)

32 『全唐詩』(全二五冊 舩舶音白埤蒼舶大舩也通俗文呉舩曰艑晉舩曰舶大者長二十丈載六七百人者是也 中華書局 北京 一九八五)巻四〇七 元稹一二(第一二冊 四五三三頁

南方呼波斯爲舶主。

胡人異寶。多自懷藏。以避強丐。

33 段成式撰『酉陽雑俎』巻一六(『四庫全書』一〇四七巻 七四三頁下) 故波斯謂牙為白暗犀為黒暗成式門下醫人呉士皐嘗職于南海郡見舶主説本國取犀先於山路多植木如狙栻云犀前脚直常倚木而息

『大正蔵経』版は咸亨三年と見えるが、研究者の間では義浄が広州から海路南方へ向かうのは咸亨二年というのが定説のよ 于時咸亨二年坐夏楊府。初秋忽遇龔州使君馮孝詮。隨至廣府。與波斯舶主期會南行。

34

『大唐西域求法高僧伝』巻下(『大正蔵経』五一 七頁下)

35 『出三蔵記集』巻一四 以義熙八年。遂適荊州。 うであり(石田幹之助 仏大跋陀伝(『大正蔵経』五五 『南海に関する史料』生活社 遇外國舶主。既而訊訪。果是天竺五舶先所見者也 一九四五 一二三~一二四頁など)、これに従って訂正した。 一〇四頁上

36 元嘉六年。 『比丘尼伝』巻二 有外國舶主難提。從師子國載比丘尼來。(中略)到十年舶主難提。 広陵僧果尼伝(『大正蔵経』 <u>∓i.</u> 九三九頁下) 復將師子國鐵薩羅等十一尼。

- (37)『衆経目録』巻一(『大正蔵経』五五 一一六頁下)
- 至佛滅度後百一十六年。但有二部名字未有異執。(38)『三論玄義』(『大正蔵経』四五 八頁中)

39 『大唐西域求法高僧伝』 が過積載であった上に「滄波」にあい、船が沈没してしまう。仏教信者であった舶主が禅師を救おうと救命用の小船への乗 卷上(『大正蔵経』五一 三頁上)。常慜禅師が訶陵国、 末羅瑜国を経て中インドへ向かう途中、

百一十六年外有舶主兒名摩訶提婆。

端正聰明作三逆罪。

船を勧めるが、他の人を救うためとして禅師自らは乗船せず命を落としてしまう。

互いに相い戦闘す。其の舶主、既に信心有り。高声に唱えて師に言うに、来りて舶に上るべしと。常慜曰く、余人載る可し。 |解纜未だ遠からざるに、忽ち滄波起きる。半日を経ずして遂に便ち沈没す。当に没せんとする時、商人争いて小舶に上り、

我去かざる也と。」 〔解纜未遠起忽滄波。不經半日遂便沈没。當没之時商人爭上小舶互相戰鬪。 其舶主既有信心。 高聲唱言師來上舶。

(4) 『宋史』三佛齊国伝(第四○冊 一四○八九頁

可載餘人我不去也。

雍熙二年,舶主金花茶以方物來獻。

『子会要輯稿』蕃夷七之一一(第八冊 七八四五頁上)では金花亦となっている。

(4) 『宋史』大食国伝(第四〇冊 一四一一八頁)

『宋会要輯稿』蕃夷七之一三(第八冊 七八四六頁上)(淳化四年)其國舶主蒲希密至南海,以老病不能詣闕,乃以方物附亞勿來獻。

(43)『宋会要輯稿』蕃夷四之九一(第八冊 七七五九頁-(至道元年)大食國舶主蒲押陁黎以方物来貢

 $\widehat{42}$

(咸平元年)詔曰大食國王先差三麻傑託舶主陁離於廣州買鐘『宋会要輯稿』蕃夷四之九一(第八冊 七七五九頁上)

「曰」と「大」の間に一字見えるが(「敇」か)、 衍字か誤字と思われ、 省略した。

(4)『宋史』大食国伝(第四○冊 一四一二○頁)

(45)『宋会要輯稿』蕃夷七之一八(第八冊 七八四八頁下)(大中祥符元年)舶主李亞勿遣使麻勿來獻玉圭。

- (大中祥符四年)勿巡國舶主蒲加心(中略) 並詣行在朝貢
- 『宋会要輯稿』蕃夷七之一八 (大中祥符四年) 三麻蘭國舶主聚蘭 (第八冊 七八四八頁下) (中略)

 $\widehat{47}$

46

- 『宋史』大食国伝(第四○冊 一四一一八頁
- 雍熙元年(九八四)、国人花茶、花錦(中略)を来献す。 國人花茶來獻花錦 (以下略)]

拙稿「鳳首瓶の研究―北宋代を中心とする東南アジア交易の視点から」第四章・第四節所収

「朝貢使節と外国商人」

東京

冨士美術館研究誌『ミューズ』第四号 二〇〇二

 $\widehat{48}$

- $\widehat{49}$ 巡の名をあげている(第四○冊 『宋会要輯稿』 蕃夷七之三二(第八冊 一四一二一頁)。 七八五五頁下)。『宋史』大食国伝は、 「其國部屬各異名」とし、 異名の一つとして勿
- 50 『宋史』大食国伝(第四〇冊 一四一二〇頁
- 51 『宋会要輯稿』蕃夷四之九五(第八冊 七七六一頁上)

三麻蘭國主娶蘭遣使貢瓶香象牙千年棗偏桃五味子薔薇水白沙糖瑠璃瓶馱子

- 52 は薔薇水を大食の特産とする 大食からの朝貢品に、瓶香、象牙、千年棗、舶上編桃、 〈第四○冊 一四一一八~一四一二一頁〉)、駅子以外はほぼ全て共通している。また、香料史の研究家である山田憲太郎氏 (山田憲太郎『東亜香料史研究』 舶上五味子、薔薇水、 中央公論美術出版 白沙糖、 一九七六 瑠璃瓶が見え(『宋史』大食国伝 三〇四~三〇六頁)。
- 53 『宋会要輯稿』蕃夷四之九一(第八冊 七七五九頁上)
- 54 『宋史』大食国伝 (第四○冊 一四一一九頁
- 55 其方言目舶主為「葧荷」, 『宋史』 閣婆国伝(第四〇冊 主妻曰「葧荷比尼贖」。 一四〇九二頁
- 56 海南 万安軍界の条(『四庫全書』五九四巻 三九頁下)

城東有舶主都綱廟土人敬信禱卜立應舶舟往来祭而後行三郡士子當歳大比皆附試於瓊管

- 読み下しは藤善真澄訳注 『諸蕃志. 関西大学東西学術研究所 一九九一三二五頁を参考にした。
- 57 陳夢雷編 『古今図書集成』(全一〇〇冊 文星書店 台北 一九六四)職方典一二 一三八〇巻 瓊州府祠廟考

五七四頁中

必祀之名曰番神廟

昭應廟

在州東北三十五里蓮塘港門其神名曰舶主明洪武三年同知烏肅以能禦災捍患請敕封爲新澤海港之神祀忌豚肉往來船隻

主要引用文献

『景印 文淵閣四庫全書』(全一五○○冊) 台湾商務印書館 台北 一九八六

『『院書』(全六冊) 中華書局 北京 一九七三

桑原隲蔵『蒲寿庚の事蹟』 岩波書店 一九三五『宋史』(全四〇冊) 中華書局 上海 一九七七『宋会要輯稿』(全八冊) 中華書局 北京 一九九七

藤本勝次訳注『シナ・インド物語』 関西大学東西学術研究所 一九七六

(ももた あつひろ・委嘱研究員)

Both Fan Ke and Bo Zhu are especially wealthy traders and played important role among the foreign traders who trade with China in the Song Dynasty. Both of them were received by the state of China as if national guests and were allowed to meet even with Chinese Emperor himself directly.

Western Asian Traders in China: Focusing on *Fan Ke* (蕃客) (Foreign Visitors) and *Bo Zhu* (蕃客) (Captains of Ship)

Atsuhiro Momota

It is well-known that many western Asian traders (Persian or Arabian merchants) came to China to trade precious commodities from the early times.

On discussing the terms Fan Ke and Bo Zhu in Chinese documents, I would like to depict the real images of western Asian traders in China in those days.

The word Fan Ke appears from the northern Wei Dynasty (6th century) to Qing Dynasty (17th – 20th century). The meaning of the word Fan Ke is visitors from foreign countries. Many of them, however, actually are the guests who were officially received by the state of China in kind treatment. Fan Ke especially are the persons in high rank socially, wealthy merchants, and were regarded as the important persons who bring China immense wealth.

In the Song Dynasty (960 - 1279), the state of China exclusively traded with Fan Ke in principle.

Many of Fan Ke seem to be Arabian Muslim merchants in the Song Dynasty.

On the other hand, the word *Bo Zhu* appears from eastern Jin Dynasty (5th century) to the Ming Dynasty (16th century). The meaning of the word *Bo Zhu* is captains of Ship. In southern part of China, *Bo Zhu*, additionally, means Persian people too after the Tang Dynasty (618 – 907), and the word had a thick relationship with Arabian Muslim merchants after the Song Dynasty.